

2018年 2月8日

No. 463



山田 良平  
3分間  
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



「配偶者控除等の見直しに関するFAQ」を更新

国税庁は平成30年1月、「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関するFAQ」を更新しました。これは平成29年度税制改正において配偶者控除の控除額等が改正されたことに対応したものです。

同改正では、配偶者控除と配偶者特別控除の控除額の改正や、給与所得者の合計所得金額が1000万円を超える場合の配偶者控除の不適用、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされたほか、扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められたことから、配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に同申告書を提出しなければならないこととされました。

FAQでは、同申告書に記載することとなる源泉控除対象配偶者や同一生計配偶者についての説明のほか、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更内容、配偶者控除と給与所得者本人の合計所得金額の関係などの配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて掲載されています。

なお、FAQに掲載された改正事項は平成30年分以後の所得税について適用されます。

「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに関するFAQ」はこちらからご覧いただけます。

[http://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/pdf/koujo\\_faq.pdf](http://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/pdf/koujo_faq.pdf)